



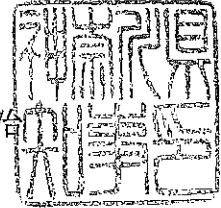
環計第66号

平成26年11月7日

JFEスチール株式会社

代表取締役社長 林田 英治 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



JFE扇島火力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書に対する意見
について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づき、平成26年9月5日に送付がありました標記配慮書について、環境の保全の見地からの意見は、別紙のとおりです。

問い合わせ先

環境計画課環境影響審査グループ 三上、鈴木

電話 045 (210) 4070 (直通)

I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項に基づき、事業者であるJFEスチール株式会社から意見を求められた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

JFE扇島火力発電所更新計画

2 事業者

JFEスチール株式会社

3 事業の目的

JFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）内に位置するJFE扇島火力発電所では、製鉄所の製造工程で発生する副生ガスを燃料として発電し、製鉄所内で必要な電力の大部分を賄っている。

この事業では、昭和51年の稼動以来40年近くが経過して老朽化が進んでいる発電設備の1号機を更新することで、製鉄所の安定操業に資するとともに、コンバインドサイクル発電方式^(※)を採用することにより、エネルギー利用の効率化を図る。

(※ガスタービン及び汽力（蒸気タービン）を組み合わせた発電方式)

4 事業の内容

この発電所では、現在、1号機から4号機までが稼動しており、そのうち汽力発電方式の1号機（出力13.5万キロワット）を、コンバインドサイクル発電方式の新1号機（出力25万キロワット級）に更新する。

また、冷却水の取放水設備や送電線などの既存設備を最大限に活用することにより、工事に伴う環境負荷をできるだけ抑える。

5 事業実施想定区域

事業実施想定区域は、川崎市川崎区扇島1番地1の製鉄所内に位置する約80万平方メートルの範囲である。

6 事業実施想定区域の環境

事業実施想定区域は、京浜運河に面した臨海部の埋立地で、工業専用地域である製鉄所の敷地内に位置する。本区域内の自然環境としては、事業

者が人工的に造った池と樹林を含むビオトープや植栽樹林などが存在している。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

法第3条の7第1項に基づき、配慮書について知事の意見を述べるに当たり、平成26年9月29日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会に諮問し、同年11月4日に答申があった。

答申では、配慮書に記載されている発電所の基礎情報等について、環境影響評価方法書以降で分かりやすく示すことなどの指摘があった。

2 市長意見について

条例第25条の2第1項に基づき、関係市長である横浜市長及び川崎市長に意見を求めたところ、発電方式の検討経緯や工事中の配慮、緑地の改変に伴う環境保全対策などについて意見があった。

III 意見

この配慮書に対する意見について、条例第25条の2第2項に基づき関係市長意見を考慮するとともに県環境影響評価審査会の答申を踏まえ、法第3条の7第1項に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

事業者は、老朽化が進んでいる発電設備の1号機を更新することにより、環境負荷は現状と比べて低減又は現状維持されるとしている。

しかしながら、事業実施想定区域の周辺は大気汚染物質の環境基準値を超過する地点が存在しており、また、関係市長が大気汚染物質のより一層の低減を図ることや、工事用車両の走行による生活環境への影響に配慮することなどを指摘している。これらのことから、事業実施に伴う環境負荷をより一層低減することを検討するとともに、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図るよう努めること。

2 個別事項

(1) 事業内容

ア 発電方式を選定した経緯及び発電設備の出力を25万キロワット級に設定した根拠について、環境負荷の低減の観点から検討した経緯

を環境影響評価方法書以降で示すこと。

イ 発電効率、年間発電量、排ガスの年間排出量及び温排水の年間排水量など、設備の基本的な情報を環境影響評価方法書以降で分かりやすく示すこと。

ウ 温排水量及び水温上昇値を可能な限り低減することを環境影響評価方法書以降で検討し、その結果を示すこと。

(2) 大気質

ア 現状及び将来の発電所の稼働率を踏まえた、大気汚染物質の排出量を環境影響評価方法書以降で示すこと。

イ 気象等の条件により短期間に高濃度となる場合の影響について、環境影響評価方法書以降で考慮すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 改変される緑地の植生や鳥類等の動物による利用、周辺の緑地の状況などについて、環境影響評価方法書以降の調査で明らかにし、生物多様性の保全などに配慮した代替植生の整備を検討していくこと。

イ 希少猛禽類のハヤブサが、事業実施想定区域での現地調査において複数回確認されており、この区域を採食場所等に利用している可能性があることから、環境影響評価方法書においては、ハヤブサに留意して鳥類の調査方法を検討すること。

(4) その他

ア 事業実施区域の周辺には、稼動中又は稼動が予定されている火力発電所が複数あることや、道路整備事業に伴う大規模工事計画があることなどから、地域の状況を可能な限り考慮して環境影響評価を行うこと。

イ 環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たっては、住民の理解が得られるよう努めるとともに、丁寧かつ分かりやすい表現に配慮すること。